

県内外調査の取扱いについて（参考資料）

○ 令和2年5月13日 災害対策会議 概要（抜粋）

3 常任委員会等の県内外調査について

議長から、新型コロナウイルス感染症について予断を許さない状況が続き、常任委員会等の県内外調査について感染拡大のリスクをゼロにすることが難しいことから、行政部門別常任委員会以外の委員会を含めて、特段の事情のない限り、県内外調査を原則として本年9月末まで見合わせることとし、10月以降の調査については、9月4日開催予定の代表者会議を目途に実施の可否等について改めて協議し、方針を決定するとともに、10月以降の実施では時期を逸してしまう場合は委員会で調査先や調査時期を慎重に検討の上、県内外調査を実施してはどうかとの提案がありました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなりました。

この協議結果を踏まえ、議長から、10月以降の県内外調査の日程を確保するため、原則として11月9日から12日までと、11月16日から19日までの計8日間を県内外調査の日程として確保し、各常任委員会においてはその日程内で適宜県内外調査を実施してはどうかとの提案がありました。

協議の結果、議長の提案のとおりとなりました。

議長から服部議会運営委員長に対し、県内外調査の日程確保については議会運営委員会において検討を依頼するとともに、Web会議システムなどの仕組みを活用するなど、各委員会において調査活動を工夫するよう依頼がありました。

○ 委員会の少人数の委員による委員派遣（県内調査）の実施方法についての申し合わせ（平成 21 年 6 月 4 日 代表者会議了承）

1 実施に当たっての基本的な考え方

常任委員会の一部委員による県内調査は、委員全員で行う県内調査を補完するものとして調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

特別委員会の一部委員による県内調査は、調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

2 委員派遣の手続

- (1) 委員会において、派遣の期日、場所、目的及び内容、委員名を明らかにして、実施を決定する。
- (2) 委員長は、委員派遣承認要求書（様式 1）を議長に提出し、承認を得る。
- (3) 派遣された委員は、調査を終了したときは、委員派遣終了報告書（様式 2）を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において調査の結果を報告する。

3 実施方法

- (1) 派遣日数
日帰りの調査とする。
- (2) 派遣人数
下限は 2 名以上、上限は 5 名以下とし、同一会派の委員のみとしない。
- (3) 書記の随行
書記は随行しない。
- (4) 交通手段
公共交通機関の使用を原則とするが、委員の自家用車の使用も可能とするものとする。
- (5) その他
地元議員への通知は行わない。

※ 様式 1・様式 2、添付省略